広報

かすや

2012年　No.619　http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/

平成24年7月1日発行　編集/粕屋町総務部協働のまちづくり課　発行/粕屋町　福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号　☎938-2311

第36回 粕屋町民ソフトボール大会

粕屋町民ソフトボール大会の詳細は4ページに掲載。

まちのわだい

このコーナーでは、あなたのまわりの身近な出来事や話題を待っています。
電話で結構です。粕屋町協働のまちづくり課まで。
☎ 938-0173　FAX 938-3150

鶴寿のお祝い

百歳

6月1日に、長者原中区の小森マツエさんが、6月6日に、大隈区の八尋兼雄さんが、百歳の誕生日をお迎えになられました。

大変おめでたく心よりお祝い申し上げます。

6月8日に、百歳のご長寿をお祝いして、因町長と西村社会福祉協議会会長がお二人を訪問し、お祝いの言葉をかけられました。

小森マツエさんは、現在、入院中で、車いす生活をされていらっしゃいますが、歌を歌うときは、いつもニコニコ顔だそうです。町長からの誕生日のお尋ねに、「明治45年6月1日です」としっかりとお答えになり、お元気に過ごしていらっしゃいます。

八尋兼雄さんは、昨年の10月くらいまでは、畑仕事をされていらっしゃったと言われるだけあって、当日も、ご家族と一緒に玄関でのお迎えをしていただけるほど、足腰がしっかりされていました。

多くの子供さんたちに囲まれ嬉しそうに写真をとられるなど、大変お元気でいらっしゃいました。

お二人とも、これからも、健やかに過ごされますよう心からお祈りいたします。

小松マツエさん（長者原中区）

八尋兼雄さん（大隈区）

人権擁護委員の森紘さんと澤田初美さんが表彰されました

多年にわたり、人権擁護活動に尽くされた人権擁護委員に対する表彰が、5月25日（金）、柳川総合保健福祉センター・水の郷で行われ、人権擁護委員として活動いただいています森紘さん（内橋一区）に法務省人権擁護局長から感謝状が贈呈され、澤田初美さん（原町区）に福岡県人権擁護委員連合会会長より表彰状が贈られました。

森　紘さん

澤田初美さん

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、地域の中で人権尊重思想を広め、人権の侵害から皆さんたちを守ることを目指して、地域に密着した活動を行っていらっしゃいます。

住民の皆さんからの相談も受け付けています。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などさまざまな人権相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

〈次回の特設人権相談〉

●日時　8月7日（火）
午前10時～午後3時

●場所　粕屋町福祉センター

●問合せ　粕屋町総務課庶務人事係　☎（938）0162

※開設日などは、広報かすや行事予定表や町ホームページにも掲載しています。

大川小に寄付
昭五会

5月30日、昭五会(会長 藤本徳三郎様)より、寄付金が寄せられました。町としては大変ありがたいお話で、感謝してお受けいたしました。

心より御礼申しあげます。

昭五会とは、昭和五年に大川尋常高等小学校に入学した方たちの同窓会の名称です。近年、同窓生の高齢化が進み集まりも少なくなってきたので、同窓会の活動を終了し、会費の残金を母校である大川小学校の子どもたちのために役立ててほしいとのことでした。

ご卒業後半世紀以上も経っていますが、母校や地域の子どもたちを大切に思っていただいていることに深い感銘を受けました。

頂いたご寄付は、小学校と相談し、子どもたちの豊かな心を育成するために図書館の本の購入に使わせていただくことにしました。早速、学校では、図書委員会を中心に本の選定に入っています。

大川小学校では、「本年度は、読書活動の充実を重点目標にしています。先輩方の思いを伝え、少しでも多くの子が読書に親しみ、本の楽しさを味わえるよう努力します。」と喜んでいます。

粕屋町教育委員会

AEDを寄贈
粕屋リサイクルの会

粕屋リサイクルの会(松前雄介会長・会員100人)が、町民の安全安心の生活に役立ててと6月6日(水)、AED(自動体外式除細動器)を3台町に寄贈されました。

会員の皆さんが2か月ごと年6回、新聞紙や段ボール、古着、アルミ缶を集めて得たお金を約10年間貯め、町に何か還元できないかと皆さんで相談。公共施設にAEDは設置されているが貸出用がないと聞き、3台(100万円相当額)購入されたものです。

松前会長は、「子どもの大会やお年寄りのゲートボール大会など、様々な場面で活用してほしい。理想としては、使わないのが一番いい。」と話されました。

AEDは、社会教育課が保管し、町のスポーツ大会に携行したり、貸出用として大切に利用させていただきます。

ありがとうございました。

生涯学習研修会を開催

6月10日(日)、粕屋町生涯学習推進本部主催の「平成24年度生涯学習研修会」をサンレイクかすや多目的ホールで開催しました。

研修会には、町議会議員、各種委員会委員、各分館、学校関係者、各種団体の皆さんなど約200人が参加。

森社会教育委員の会会長より、社会教育計画書に記載の基本方針や具体的活動や出前講座の説明が行われました。

また、「粕屋発、国際協力活動」〜震災支援で学ぶ、明日の日本人教育〜と題し、国際協力研究会代表の古川勝利氏(長者原下区)の講演が行われました。

古川さんは、12歳の時に両親の国際協力活動(農業指導)の関係でフィリピンに移住され、様々な活動を展開されました。

昨年3月11日に発生した東日本大震災後、5月に宮城県七ケ浜町にボランティアとして入られ、仮設住宅の冬場の寒さは大変心配という話を聞き、フィリピンで1ペソの善意の募金活動を展開。497校の子どもたちがわずかしかないお小遣の中から寄付してくれた善意のお金で、福岡県産の畳3,582枚を七ケ浜町の仮設住宅へ届けられました。

本年2月、フィリピン東ネグロス島大地震が発生。今度は、ぼくたち私たちがお返しをと宮城県の小・中学校や高校の児童・生徒からのメッセージを届けられるなど、恩返しの国際交流をスクリーンを使って紹介されました。

第36回 粕屋町民ソフトボール大会

〈女子の部〉
優　勝　柚須分館
準優勝　原町分館
３　位　乙仲原西分館

〈男子の部Aパート〉
優　勝　花ヶ浦分館
準優勝　若宮分館
３　位　柚須分館
敢闘賞　阿恵分館

〈男子の部Bパート〉
優　勝　長者原下分館
準優勝　戸原分館
３　位　上大隈分館
敢闘賞　乙仲原西分館

今回で36回目を迎える町民ソフトボール大会を、６月３日に開催しました。

熱い日差しが照らすグラウンドに、選手たちは大逆転劇を見せたり、絶好のチャンスを惜しくも逃したりと、どの試合も手に汗握る展開に、観客は大きな声援をあげていました。

また、試合を行うたびに、「次もがんばろう」とチームが一丸となり、選手と観客のつながりが、より一層強まっていくのを感じました。

この大会を通して、町民はスポーツに対する意識が高まったとともに、地域の絆も深まったのではないでしょうか。

結果は上記のとおりです。

▲セーフかアウトか！？一瞬の差での判定が勝敗を決します。

▲男子にも負けるとも劣らない見事なピッチングです。

▲女子の部でも熱戦が繰り広げられました。

▲今回もたくさんの観客が応援に駆けつけました。

障がい者支援団体がバザーを開催

５月24日より町内障がい者団体組織「ほし」、「知的障がい児親の会」、「精神通所事業所」の活動紹介や相談のきっかけづくりの場として、役場１階ロビーで物品販売を行っています。

今後も毎月24日（「福祉」のごろ合わせから）午前10時から午後３時まで、手作りドーナツなどのお菓子や、せっけんなどの雑貨を販売いたします。

なお、24日が閉庁日の場合は翌開庁日に行います。お気軽にお立ち寄りください。

●問合せ　粕屋町介護福祉課障害者福祉係

☎（938）0229

はこぶね幼稚園の園児がお花のプレゼント

６月８日（金）、はこぶね幼稚園の２歳児13人がお花のプレゼントをしてくれました。

先生に引率された園児たちは、大塚教育長と子ども未来課に「いつもありがとうございます。」と花束をプレゼント。教育長は、「ありがとうございます。みなさんも元気にすくすくと成長してくださいね」と、にこにこ顔でお礼を言われました。

この日、園児たちは、町内の病院、消防署、警察署、駅などにも出向き、花をプレゼントされたそうです。

「こんにちは　税務課です。」

今回は、町税の納付についての話をします。「納期限後の納付」、「納税通知書紛失の場合」、「口座振替制度」についてお知らせします。

★うっかりして、納期限を過ぎてしまったが、税金はどこで払えばいいのですか？

納期限を過ぎてしまっても、一定期間お手持ちの納税通知書(納付書)で取扱金融機関、役場会計課、コンビニエンスストアで納付することができます。

詳しくは、役場までお問い合わせください。

★納税通知書を紛失したのですが

納税通知書を紛失した場合は、役場税務課または収納課で納付書の再発行ができます。

★口座振替制度について

町税の「うっかり納付忘れ」、「納期ごとに金融機関などの窓口へ出向く手間」や「納税のための現金持ち歩き」を解消するため、指定した口座から自動的に納税できる便利な口座振替制度をご活用ください。一度手続きすると、翌年度以後も引き続き利用できます。残高不足にならないようにお願いします。

★口座振替できる町税

町・県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税

★預貯金の種類

普通、当座、通常郵便貯金

★申込方法

・金融機関で直接申し込む方法

預貯金通帳、印鑑(通帳お届け印)、納税通知書(納付書)を持参し、金融機関の窓口へ

※申し込み時期により、直近の納期の振替には間に合わない場合があります。

●問合せ　粕屋町税務課または収納課　☎938-2311(代表)

環境ア・ラ・カルト

粕屋町のごみの量と流れ(平成23年4月～平成24年3月)　　(単位:t)

可燃ごみ	
業者収集	10,983
個人持込み	47
役場持込み	6
計	11,036

燃えないごみ	
業者収集	221
個人持込み	4
役場持込み	1
計	226

粗大ごみ	
業者収集	43
個人持込み	182
役場持込み	13
計	238

缶・びん	
業者収集	334
計	334

クリーンパークわかすぎ		
		前年度比(増減)
可燃(RDF)	11,036	2.9%
燃えないごみ	226	2.3%
粗大ごみ	238	−7.8%
缶・びん	334	−2.3%
ペットボトル	53	−7.0%
乾電池	7	0.0%
不法投棄ごみ	39	−7.1%
その他(災害ごみ)	0	0.0%
計	11,933	2.4%

ペットボトル	
業者収集	53

乾電池	
業者収集	7

不法投棄ごみ	
業者収集	39

その他	
災害ごみ	0

各地域集団回収	634
新聞紙	352
雑誌	139
ダンボール	109
古着	34

役場リサイクル置場	557
新聞紙	224
雑誌	151
ダンボール	123
古着	59

リサイクル業者		
		前年度比(増減)
新聞紙	576	1.4%
雑誌	290	−1.0%
ダンボール	232	−3.7%
古着	93	3.3%
牛乳パック	2	−33.3%
計	1,193	−0.1%

※平成23年度(1年間)の粕屋町のごみ量13,127tのほかに「せん定樹木・草」「家電リサイクル対象品」「産業廃棄物対象ごみ」などがあります。

↘ ● **被用者保険（注４）の被扶養者であった人の軽減**

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が９割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

（注４）：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。
国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、粕屋町役場にご相談ください。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成24年７月31日までの有効期限となっています。

８月１日から使用できる被保険者証（みず色）の有効期限は、平成25年７月31日までの１年間となっており、７月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を粕屋町役場の窓口でお受け取りいただくことがあります。

８月１日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（みず色）を医療機関の窓口に提示してください。

７月31日までに新しい被保険者証（みず色）が届かない場合は、粕屋町役場にお問い合わせください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、１割又は３割です。

毎年、前年中の所得を基に、８月から翌年７月までの１年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、通常１割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の町県民税の課税所得が145万円以上（※）である場合には、３割となります。

ただし、町県民税の課税所得が145万円以上であっても、次の１又は２に該当する場合は、申請すれば１割の自己負担割合となります。

１．同じ世帯の被保険者が２人以上の場合
　　同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

２．同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①又は②に該当）
　①　本人の収入が383万円未満
　②　本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※（平成24年８月以降の判定）町県民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者かつ世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の町県民税の課税所得から、16歳未満は１人当たり33万円、16歳以上19歳未満は１人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となるときは、１割の自己負担割合となります。（この場合の申請は不要です。被保険者かつ世帯主である場合、税法上の申告にかかわらず適用されます。）

限度額適用・標準負担額減額認定証が８月に更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）の有効期限は、平成24年７月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの方で、平成24年度の町県民税が非課税世帯の方には、８月１日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に７月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

世帯全員が町県民税非課税である方が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口に提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、粕屋町役場に申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるもの（領収書等）が必要になる場合があります。）

問合せ　**福岡県後期高齢者医療広域連合　☎(代表)６５１―３１１１**
粕屋町総合窓口課 後期高齢者医療係　☎(代表)９３８―２３１１

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24年度 後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は、平成23年中の所得金額と世帯(注1)の状況を基に算定を行い、決定します。

(注1):「世帯」とは、平成24年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

● 保険料の決まり方(計算方法)

・保険料は、福岡県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっており、平成24年度に改定されています。
・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入−公的年金等控除」、「給与収入−給与所得控除」、「事業収入−必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
(例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合は、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。)

保険料の軽減について

● 均等割額の軽減

平成24年度では、平成23年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9割・8.5(7)割(注2)・5割・2割軽減)を継続して行います。

(注2):原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(注3)の合計額
	平成24年度	
9割軽減	5,504 円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	8,256 円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	27,522 円	【33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下
2割軽減	44,036 円	【33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数】以下

(注3):軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入−公的年金等控除−15万円」となるなど、例外があります。

● 所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減となります。↗

ご存知ですか 免除制度

長い人生の間には、経済的な理由などでどうしても保険料が納められないときがあります。しかし保険料を「未納」のままにしておくと、将来の年金が減額されたり、場合によっては受けられないことがあります。また、障害や死亡などの場合の障害年金や遺族年金も受けられなくなることもあります。

そのようなときのために、国民年金には『免除』という制度があります。保険料が納められないときは未納のまま放置せず、免除制度を利用しましょう。

法定免除

国民年金法で定められた要件に該当するときは、届け出ると保険料の納付が免除されます。

■ **対象となる方**

障害年金の１級、２級を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方など

申請免除

経済的理由などにより保険料を納めることが困難なときには、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。申請免除には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

■ **対象となる方**

①前年の所得が一定額以下で、保険料を納めることが困難な方
②障がい者又は寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
③生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
④申請のあった日の属する年度又はその前年度において
- 失業などにより保険料を納付することが困難であると認められたとき（「離職票」又は「雇用保険受給資格者証」の写しが必要です）
- 火災、震災、風水害その他これらに類する災害により、被害金額が財産のおおむね1/2以上である損害を受けたとき
- 事業の休止又は廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき（「貸付決定通知書」の写しが必要です）

■ **手続き**

免除の期間は７月から翌年６月までの１年間です。平成24年７月１日から、新年度分の免除の申請を受付しますので、申請される方は年金手帳、印鑑をお持ちください。（転入などにより所得の把握ができない場合は、所得証明書が必要となる場合があります。）

平成24年６月まで免除されている方のうち、全額免除・若年者納付猶予の該当者で継続を希望されている方は、自動更新により承認又は却下の通知が日本年金機構より届きます。

※所得審査は本人・配偶者・世帯主のいずれもが要件を満たしている必要があります。ただし、失業による免除の場合は退職した方の所得を除外して審査を行います。

若年者納付猶予

20歳代の方で、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下で保険料を納めることが困難なときには、申請して承認されると保険料を後払いすることができます。

学生納付特例

日本国内の大学、短大、専修(専門)学校・高等学校及び一部の各種学校などに在学している20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下の方は、申請して承認されると保険料を後払いすることができます。

●問合せ　年金ダイヤル……………………………☎0570－05－1165
東福岡年金事務所……………………☎651－7129
粕屋町総合窓口課国保年金係………☎938－2311　内線447

〜粕屋町の国民健康保険・後期高齢者医療に加入されている皆さまへ〜

「還付金詐欺（さぎ）」にご注意ください

最近、町や広域連合などの職員を装って電話をかけ、現金自動預け払い機（ＡＴＭ）で医療費や税金・料金などの払い戻しの手続きをすると偽り、お金をだまし取ろうとする詐欺事件が多発しています。

医療費や税金などが還付されるといった内容の電話があり、教えられたフリーダイヤルへ電話し、指示どおりにＡＴＭを操作するうちに現金を振り込まされるといった手口によるものです。

現金自動預け払い機（ＡＴＭ）を介して払い戻しをすることやフリーダイヤルを連絡先として教えることは絶対にありませんので、ご注意ください。

不審な電話などがありましたら、下記までお問い合わせください。

●問合せ　粕屋町総合窓口課国保年金係　☎938-2311　内線446・447

平成24年度から平成26年度（第5期介護保険事業計画）の65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料が決定しました

介護保険料基準月額は４、４００円となりました。

私たちの町には、どのような介護サービスがどのくらい必要なのか、またそのための保険料負担はどのくらいになるのかを話し合い、３年ごとに介護保険事業計画を策定しています。平成24年４月から第５期の事業計画が始まりました。

◎平成24年度から26年度までの介護保険料基準月額は、事業計画期間中の介護給付費などを推計して、４、４００円となりました。（前年度は４、１００円）

◎前年度の保険料と比べて変更になったところ

・第３段階に軽減保険料率を設けました。

・第６段階を分割して、全部で８段階となりました。

町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●問合せ　粕屋町介護福祉課介護保険係　☎（９３８）０２２９

保険料の区分			対象者	年額（円）	
住民税非課税世帯	第1段階	基準額の0.5倍	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で、本人が老齢福祉年金受給者	4,400円×12ヶ月×0.5	26,400円
	第2段階	基準額の0.5倍	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者	4,400円×12ヶ月×0.5	26,400円
	第3段階	基準額の0.65倍	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の住民税非課税者	4,400円×12ヶ月×0.65	34,320円
		基準額の0.75倍	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の住民税非課税者	4,400円×12ヶ月×0.75	39,600円
住民税課税世帯	第4段階	基準額の0.88倍	・住民税課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の住民税非課税者	4,400円×12ヶ月×0.88	46,464円
		基準額の1.0倍	・住民税課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超の住民税非課税者	4,400円×12ヶ月×1.0	52,800円
	第5段階	基準額の1.25倍	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円未満の者	4,400円×12ヶ月×1.25	66,000円
	第6段階	基準額の1.5倍	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	4,400円×12ヶ月×1.5	79,200円
	第7段階	基準額の1.75倍	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	4,400円×12ヶ月×1.75	92,400円
	第8段階	基準額の2.0倍	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上の者	4,400円×12ヶ月×2.0	105,600円

日ごろから、
節電・節水を
心がけましょう！

節水

〜飲酒運転根絶〜

健康かすや21通信

～糖分のとり過ぎにご注意！～

甘味飲料チームでは、甘い飲み物を飲み過ぎないように呼びかけを行っています。

各地区の健康講座や町のイベントに出向いて、ジュースの糖度測定実験や模型の展示などを実施しており、今年もいろいろな場所に出かけて啓発活動をしていく予定です。「実験をしてみたい。」「詳しい内容が知りたい。」などのご要望がありましたら、お気軽に左記までご連絡ください。

●**問合せ**　粕屋町健康づくり課
☎（938）0258

野菜ジュースコップ1杯（200cc）

→約20g(1日分)の糖分が含まれています

健康かすや21甘味飲料チーム調べ

健康かすや21
粕屋町民の平成25年までの目標

甘味飲料を控えましょう！

（ジュースをお茶に、缶コーヒーは無糖を選びましょう）

平成24年度 訪問介護員（ホームヘルパー）2級養成研修の受講生募集【土曜・日曜コース】

現在、ホームヘルプサービスに従事している方、またはこれから従事しようとする意欲のある方を対象に、養成研修を行います。

なお、施設実習などは平日となりますのでご了承ください。

●**日程**
▽講義　9月1日～平成25年1月19日の毎週土曜日
▽実技　右記期間内5日間の土曜日
▽実習　平成25年1月21日（月）～3月8日（金）の間の平日4日間
▽修了式　平成25年3月9日（土）

※講義・実技時間は午前10時～午後5時の予定。日程・時間は都合により変更あり。（実習については別途定める）

●**会場**
▽講義・実技　須恵町地域活性化センター（須恵町大字上須恵1167－3）
▽実習　粕屋町及び近郊市町村内の施設を利用

●**対象**　粕屋町在住の方

●**募集人員**　8名（多数の場合、介護福祉課にて抽選。結果を郵送にて通知。）

●**費用**
・受講料（テキスト代など）　20，000円
・施設実習などにおける健康診断書の提出及び予防接種などに係る経費（10，000円程度）（事前受診不可）

●**申込書設置・問合せ**
粕屋町役場介護福祉課
☎（938）2311　内線553

※印かんを持参されると、すぐに申請ができます。

●**申込期間**　7月9日（月）～7月25日（水）

●**主催**　（財）福岡県市町村振興協会　☎（651）1121

●**委託先**　麻生教育サービス（株）　☎（432）6266

7月17日（火）より ふれあい福祉バスの時間が変更になります

「粕屋町福祉巡回バス運行協議会」より、運行改善提案が行われ、ＪＲ駅、銀行、病院など、多くの町民の方が利用しやすくなるように変更しました。

現在の３コースから、Aコースを分割し、
・Ａコース（大隈・上大隈・江辻方面）
・Ｂコース（乙仲原東・甲仲原・酒殿・花ヶ浦方面）
・Ｃコース（原町・サンライフ・多の津・内橋・阿恵・柚須・乙仲原西方面）
・Ｄコース（戸原・サンライフ・多の津・内橋・長戸方面）
の４コースを運行します。お気軽にご利用ください。
※バス停の一部を新設・移転しております。ご利用の際は、お間違いのないようお願いいたします。

詳細につきましては、別冊の時刻表・コース図をご覧ください。

●**問合せ**　粕屋町介護福祉課社会福祉係
☎938 -0229

粕屋町立生涯学習センター「サンレイクかすや」

さんさんサンレイク

サンレイクかすやで企画されたコーナーです。

開館時間変更のお知らせ

粕屋町商工花火大会開催のため午後5時に閉館いたします。
7月21日(土)花火大会(9～17時)
お盆のため午後5時に閉館いたします。
8月13日(月)14日(火)15日(水)(9～17時)
ご迷惑をおかけいたします。ご利用の際はお気を付けください。

夏休み 親子陶芸教室

- 日程　7/23(月) 7/27(金) 7/30(月) 8/3(金)
- 場所　クラフトルーム　● 時間　19:00～20:30
- 講師　光安 玲子　先生
- 対象　親子で参加できる方 ※保護者は見学だけでもかまいません。
- 定員　親子20名程度
- 受講料　3,500円/人(教材費込み)
- 申込み　サンレイクかすや受付窓口にて受付中

※定員になり次第締切りとさせていただきます。

マクロビオティック料理教室　参加者募集

東洋の考え方と日本の伝統食をもとに、日本人が提唱したマクロビオティック。ダイエットや体質改善など、あなたもマクロビオティックを生活に取り入れてみませんか。

- ●日　程　9/27、10/18、10/23、11/13、11/29、12/4 (全6回)
- ●時　間　10:00～13:00
- ●場　所　サンレイクかすや　調理室
- ●定　員　10名程度
- ●参加料　6,000円 (全6回分　初回一括・前納となります。)
- ●材料費　毎回1,500円前後
- ●講　師　小森 いく子先生

7月20日よりサンレイクかすや窓口にて受付開始
※定員になり次第、締切りとさせていただきます。

ハーブ&アロマ講座
～香りのある生活～

ハーブやアロマを利用して少しだけおしゃれな、香りのある生活を楽しんでみませんか。

- ●日　程　8/7、9/11、10/9、11/13、12/11、1/15(全6回)
- ●時　間　10:00～12:00(1時間半程度)
- ●場　所　サンレイクかすや　クラフトルームまたは調理室
- ●定　員　12名程度
- ●参加料　6,000円 (全6回分　初回一括・前納となります。)
- ●材料費　毎回1,000円前後
- ●講　師　花嶋 夕子先生(ハーブコーディネーター、ハーブ学習指導員)

サンレイクかすや窓口にて受付中
※定員になり次第、締切りとさせていただきます。
主催:粕屋町・粕屋町教育委員会

SunLake FloorConcert
フロアコンサート

7月28日(土)　15:00～
リコーダーコンサート
<出演>アンダンテ
<曲目>A Song for Japan、ジブリシリーズ他
※フロアコンサートの内容は、予告なく変更、追加及び中止することがあります。あらかじめご了承ください。

開催時間変更のお知らせ

7/8(日)　粕屋町青少年育成町民の会 人権問題啓発強調月間 大会 社会を明るくする運動
受付　13:00　開会　13:30
↓(変更後)
受付　12:30　開会　13:00

7月の催し物

開催日	催事名	会場
1日(日)	**粕屋太鼓まつり** 開場 10:00　開演 10:30 問合せ　粕屋太鼓まつり実行委員会 ☎939-0001 ☎090-1976-7923	
8日(日)	**粕屋町青少年育成町民の会 人権問題啓発強調月間 大会 社会を明るくする運動** 受付 12:30　開会 13:00 問合せ　粕屋町社会教育課 ☎938-1410	
8日(日)	**夏のミニコンサート** 開場 13:00　開演 13:30 曲目:陽はまた昇る、インスタントコンサート、ジャパニーズグラフィティーほか 問合せ　ウィンドアンサンブルKASUYA ☎090-2712-7392	
16日(月)(祝)	**ピアノ発表会** 開場 13:00　開演 13:15	
27日(金)	**第46回福岡県献血運動推進大会** 問合せ　粕屋町介護福祉課 ☎938-2311	
29日(日)	**ウィメンズバンドshion♪第4回定期演奏会 音楽の風にのせて ～絆～** 乳幼児歓迎　入場無料 開場 10:30　開演 11:00 曲目:エル・カミーノ・レアル、ゴーバスターズ主題歌、スマイルプリキュア主題歌ほか	
29日(日)	**第3回ラブ&ピース・フェスタ** 映画上映　11:00～ 13:00～16:30 問合せ　ラブ&ピース実行委員会 ☎939-3715	
31日(火)	**かすやミニカルチャー 長唄三味線　一日体験講座** 18:30～20:00 小・中学生無料(大人 1,000円) 問合せ　☎947-0122 山下	

8月の催し物

開催日	催事名	会場
19日(日)	**ピアノ発表会** 開演 12:45 問合せ　福岡ヴァルールミュージックスタジオ ☎980-1841	
25日(土)	**人権問題夏期講演会** 開場 12:30　開演 13:00 問合せ　粕屋地区人権運動連合会 ☎621-1210	
26日(日)	**お笑い大衆演芸 いろは座公演** 開場 12:30　開演 13:00 S席 3,500円　A席 3,000円 問合せ　株式会社 鳳 ☎691-8106	

・・・さくらホール
・・・多目的ホール

※催し物は変更・追加及び中止することがあります。あらかじめご了承ください。

●開館時間　9:00～22:00　　**7月2日(月)は休館日です。**
●予約受付時間　9:00～21:00　　ホームページは 粕屋町　サンレイク 検索
このページに関するお問い合わせは、☎931－3309『サンレイクかすや』まで

●7/23〜8/27は月曜日も開館いたします。
●7/21(土)は商工会花火大会会場のため、全館休館
●お得な定期券もあります(プール・トレーニング室)
定期券で時間を気にせずご利用できます。
町内の方はさらにお得です。
●詳細はホームページでも確認できます
各教室やレッスンなどのチラシも確認できます。

かすやドームスポーツセンター　検索

★施設利用料(2時間)

・体育館(当日2時間)及び武道場、トレーニング室、スタジオ(軽体操室)
300円　一般
150円　高校生・65歳〜
・プールアリーナ
400円　一般
300円　高校生
200円　小・中学生・65歳〜
100円　幼児
＊幼児は2歳以上でおむつが完全にとれていることが条件となります

かすやドーム

体育館だより

かすやドームで企画されたコーナーです。

熱中症予防のための水分補給のポイント

運動で汗をかくと、体内の水分だけでなくミネラル分が失われ、熱中症の原因にもなります。上手な水分補給を心がけ、より安全に運動ができるよう心がけましょう。

①運動前から水分補給をしておく
②運動中もこまめに補給
③一度にたくさん飲みすぎない
④5〜15℃に冷えたものが吸収率が高い
⑤水やお茶よりスポーツドリンクの方が補給効果が高い

プールアリーナ

・25m×7レーン(屋内プール)
・幼児用プール、採暖室などもあります

★プールが楽しい季節です
かすやドームのプールでは、歩行コース・自由遊泳コースのあるメインプールと幼児用プール、採暖室、ジェットプールなどがあります。ぜひ一度ご利用ください。

★プールではマナーを守って楽しく泳ぎましょう★
・水着(指定なし)とスイムキャップ(水泳帽)が必要です。
・化粧や整髪料を落としアクセサリー類も外して遊泳ください。
・小学2年生以下のお子様は、必ず保護者同伴で遊泳ください。
・2歳以上でおむつのとれている幼児から入場できます。
・幼児用プールでは、ドーナツ型浮き輪のみ持込可能です。

トレーニング室

高校生以上の方から利用できます

★夏こそ腹筋を鍛えませんか　●ワンポイントアドバイス
膝を伸ばしておこなう腹筋は腰を痛め易くなります。写真のようにおこなうことで安全かつ効果的に鍛えられます。

ヒザを曲げた状態で、「おへそを見ながら背中を浮かせる」と効果的です。

トレーニング室の利用には初回講習会の受講が必要です。

初回講習会 開催時間 1日4回開催				
平　日	11:00	13:00	15:00	20:00
土日祝	11:00	13:00	15:00	17:00

・講習会受講には、室内用シューズとトレーニングウェアが必要です。
・マシンの使い方やストレッチ方法なども指導いたします。

エクササイズスタジオ(軽体操室)

★この夏一押しのレッスン紹介★
「YOGA(ヨガ)」
木曜　11:20〜12:20　施設利用料+400円
このレッスンは、ヨガの呼吸法を使い柔軟性を高めリラックスしましょう。またウエスト引き締め効果、整腸効果がある動きなども取り入れたレッスンをおこなっています。

・エクササイズレッスンは高校生以上の方から受講できます。
・受講には、室内用シューズとトレーニングウェアが必要です。

夏休み ドームキッズ プロジェクト

7/7(土)10:00〜体育館にて受付開始

今年も夏休み特別企画「ドームキッズプロジェクト」を開催します。今年は幼児から小学3年生までの子どもを対象に、いろんなプロジェクトを開催いたします。

★苦手克服プロジェクト★

夏休みを利用して、苦手だった運動を好きなものに変えてみませんか。苦手を克服するポイントを指導いたします。

●鉄棒教室●
7/23(月)・24(火)
26(木)・27(金)
の4日間開催

●マット・とびばこ教室●
7/30(月)・31(火)
8/2(木)・3(金)
の4日間開催

【対象及び開催時間】
・幼児*(定員10名)
15:20〜16:10
・小学1〜3年生(定員10名)
16:20〜17:20
【料金】
各3,000円(4日間)

*幼児･･･H20年4月1日以前にお生まれの未就学児

★チャレンジ・スポーツ プロジェクト★

夏休みはいろんなことにチャレンジできる期間です。今までやったことがないスポーツにもチャレンジしてみませんか。

対象:小学1〜3年生　料金:各3,000円(4日間)

●ミニバスケ●
7/23(月)〜26(木)
の4日間開催
10:30〜11:30
(定員20名)

●テニス●
7/30(月)〜8/2(木)
の4日間開催
16:00〜17:00
(定員10名)

●陸上競技●
8/6(月)〜9(木)
の4日間開催
10:30〜11:30
(定員12名)

●ドッジボール●
8/20(月)〜23(木)
の4日間開催
10:30〜11:30
(定員20名)

★そのほかにも、さまざまなレッスンがあります。詳しくは、館内チラシ・ホームページ・お電話などでご確認ください。

営業時間

	体育館	プール
平　日	10:00〜22:00	10:00〜21:30
土・日・祝日	9:00〜21:00	10:00〜20:30

＊7/2・9の月曜日は休館日となっています。
＊祝日営業日は教室は休講となります。
＊施設予約の受付は閉館の30分前までとなります。

このページに関するお問い合わせは、かすやドーム(☎939-5130)または、ホームページなどでご確認ください。

図書館だより No.145

図書館で企画されたコーナーです。

今年も暑い夏がやってきました。子どもたちの楽しみな夏休みが始まります。
図書館は、色々なイベントを用意して皆さまのお越しをお待ちしています。

夏のこどもシネマ

7月22日(日)
場所　粕屋フォーラム　2階視聴覚室
・ちいさい子向け 午前11時～(約30分)
『すぷーんを　もてば』ほか
・小学生向け　　午後2時～(約100分)
『グーニーズ』　1985年／アメリカ映画
※年齢にかかわらずどちらの作品にも参加できます。
※申込不要・入場無料

『オペラ座の怪人』

1925年／アメリカ映画
サイレント／モノクロ（一部カラー）
監督／ルパート・ジュリアン
出演／ロン・チャーニー、
メアリー・フィルピンほか

●7月14日（土）午後2時～午後3時15分
●場所　粕屋フォーラム　2階視聴覚室
※鑑賞は無料です。お気軽にご参加ください。

雑学セミナーのおしらせ

7月の雑学セミナーは講師が変更になりました

7月15日(日)　午後2時～午後3時30分
『いきいきとした老後を過ごす為のコツ』
講師　石橋さつき・堤　葵
場　所　粕屋フォーラム　2階視聴覚室
定　員　50名
※申込不要・入場無料です。お気軽にご参加ください

今月のおはなし会

★たなばたおはなし会　場所　2階視聴覚室
7月7日(土) 午前11時～　出演：よんでる会

☆あかちゃん向けおはなし会
第1・第3金曜日　午前11時～・午前11時30分～
7月6日・20日
☆ちいさい子向けおはなし会
第2・第4金曜日　午前11時～・午前11時30分～
7月13日・27日
☆おおきい子向けおはなし会
第2・第3・第4土曜日　午前11時～
7月14日・21日・28日
☆小学生向けおはなし会
第3日曜日　午後3時～
7月15日
場　所　粕屋町立図書館　1階おはなしのへや

小学生夏休み工作教室

毎年大好評の夏休み工作教室を今年も開催します。
申し込みは、お早めに。

第1弾　「ふしぎ ふしぎ 絵が動く！ アニメーションを作っちゃおう！」
8月2日(木)　午前の部「フェナキストスコープ」
午前10時30分～正午
午後の部「ゾートロープ」
午後2時～午後3時30分
定員　各25名　(先着順)
カウンター申込受付　7月14日(土)～
電話申込受付　7月18日(水)～

第2弾　「勾玉づくりに挑戦」
8月21日(火)　午前10時15分～正午
定員　50名　(先着順)
カウンター申込受付　8月4日(土)～
電話申込受付　8月7日(火)～
●場所　粕屋フォーラム　2階視聴覚室

夏休み子ども図書館員

カウンターや本の修理など、図書館のお仕事を体験してみよう。本の並び方も学習します。

1・2年生コース　8月7日(火) 午前10時30分～(60分)
3・4年生コース　8月7日(火) 午後2時～(90分)
5・6年生コース　8月8日(水) 午後2時～(120分)
定員　各コース 10名 (先着順)
カウンター申込受付　7月21日(土)～
電話申込受付　7月24日(火)～

毎月23日は、粕屋町読書の日です。
この機会にテレビを消して
読書に親しむ習慣づくりをしましょう。

7がつ

□は、休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 休館	3	4	5	6	7
8	9 休館	10	11	12	13	14
15	16	17 振替休館日	18	19	20	21
22	23 休館	24	25	26 館内整理日	27	28
29	30 休館	31				

開館時間　10：00～18：00（火・水・木・土・日）
10：00～19：00（金のみ）

問合せ　粕屋町立図書館　☎939-4646
HPアドレス　http://libkasuya.jp/
携帯版 HPアドレス
http://ilisod001.apsel.jp/kasuya-lib/wopc/pc/mSrv?dsp=TP

いちいちきゅうだより

粕屋南部消防本部で企画されたコーナーです。

平成24年度危険物取扱者保安講習のお知らせ

危険物取扱者免状の交付を受けている方のうち、現に危険物の取扱作業に従事している方が3年に1度受ける必要のある講習の案内です。

●日時など（福岡会場抜粋）

講習月日	講習場所	講習区分	講習時間
8月20日(月)	福岡市早良区百道浜1－3－3 福岡市民防災センター	その他の施設	9:30～12:30
		給油取扱所	13:30～16:30
8月21日(火)		その他の施設	9:30～12:30
		石油コンビナート等	13:30～16:30
8月22日(水)		給油取扱所	9:30～12:30
		その他の施設	13:30～16:30
8月23日(木)		石油コンビナート等	9:30～12:30
		給油取扱所	13:30～16:30
8月24日(金)		給油取扱所	9:30～12:30
		その他の施設	13:30～16:30

※福岡会場以外（北九州・久留米・大牟田・直方・行橋）での受講については、お問い合わせください。

●受講対象者

危険物取扱者免状を受けている方のうち、危険物製造所、貯蔵所、取扱所において危険物の取扱作業に従事している方及び保安監督業務に従事している方は、期間内に受講しないと、消防法令の規定に違反することとなり、免状返納命令の対象となることがあります。

危険物取扱業務、保安監督業務にこれから従事する人も受講できます。

●受付

▽郵送受付　7月27日(金)～8月9日(木)

▽開催地受付　8月16日(木)午前10時～午後4時(ただし、正午～午後1時は除く。受付会場＝ふくおか石油会館2階会議室)

＊受講申請書類は、粕屋南部消防組合消防本部、南部消防署及び中部消防署にあります。詳細については、申請書類の受講案内をご参照ください。

●問合せ　粕屋南部消防組合消防本部　予防課(危険物係)

☎(935)6389

※一般社団法人日本火災報知機工業会により、当工業会ホームページ上に、取扱説明書がない場合でも、適切に維持管理できるよう、メーカー別の機種ごとに、「住宅用火災警報器の警報が鳴った時の対処方法」が掲載されています。
URL：http://www.kaho.or.jp/text/user/awm09_p01.html

粕屋町消防団ポンプ操法大会開催のお知らせ

粕屋町消防団ポンプ操法大会を開催します。「自分たちのまちは、自分たちで守る」という消防団員の気迫あふれる競技をぜひ町民の皆さんもご覧いただき温かい応援をお願いします。

●日時　7月8日(日)

午前8時開式　午前8時30分競技開始（午前11時30分終了予定）

●場所　中部消防署グラウンド（粕屋警察署前）

※当日は中部消防署庁舎において、消防車・救急車の見学、記念撮影会などのイベントも予定しています。